

第31回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年1月5日(木)午後1時30分より、第31回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
第3号議案 非農地通知の決定について

- 第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について
第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 北浦 莊平 | 2番 多田 岳史 | 3番 徳田 明子 | 4番 中林 和夫 |
| 5番 山崎 省吾 | 6番 井内 英樹 | 7番 多羅尾 英樹 | 8番 中西 秀友 |
| 9番 辻 四一郎 | 10番 吉田 利一 | 11番 今村 正喜 | 12番 小島 佳剛 |
| 13番 水主 哲寛 | | | |

(欠席委員)

- 14番 山本 晃一郎

(農地利用最適化推進委員)

- 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

- 澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は山本委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 1 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、多田委員、徳田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多羅尾委員、小島委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は府外転居により耕作が困難なため、譲受人は新規営農のため所有権を移転するものです。譲受人は個人としては新規扱いとなりますが、既に N P O 法人の代表として、営農実績を有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る 1 2 月 2 3 日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行つてまいりました。</p> <p>番号 1 の東笠取 の利用状況につきましては、ビニールハウスが 2 棟と農業用倉庫が 1 棟ありました。ビニールハウス内には冬野菜が栽培されており、農機具も置かれていました。</p> <p>東笠取 の利用状況につきましては、耕起済みの田でした。一部三角地</p>

	<p>の部分は不作付でしたが、わずかな面積であり、草刈り等はされています。</p> <p>東笠取 及び の利用状況につきましては、水稻の刈り取り跡がありました。全て適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
北浦委員	<p>当該地はもともと地元の方が所有していましたが、亡くなられて現所有者が相続されました。しかしご家族含めて農業はできないとのことで、既に転出されており此方にはいらっしやいませ。ここは既に譲受人が借りて作物を作っておられているため、今も管理がきちんとされた状態になっています。</p>
議 長	<p>地元委員さんからご説明いただきました。きれいに管理されているとのことで、特に言うことはないかと思えます。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>なお、地積欄が内数となっているものにつきましては、農業用倉庫等の納税猶予の対象とならない面積を除外しています。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多羅尾委員	<p>報告します。去る12月23日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行ってみました。</p> <p>番号1の宇治、及びの利用状況につきましては、すべて茶畑で、大変きれいに管理されていました。</p> <p>小倉町及びの利用状況につきましては、水稻の刈り取り跡があり、畦の草も冬なので枯れておりました。きれいに管理されており、何も問題ないかと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりまりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第3号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 非農地通知の決定について」一括して10件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、木幡、五ヶ庄、菟道地区における非農地判定のための現地調査を令和4年12月12日に農地部会委員と事務局職員が同行し実施して参りました。</p> <p>いわゆる違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。非農地決定の対象は、17筆、17,755㎡となり、内農用地区域は、1筆36㎡で現況は宇治川河川敷となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりまりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>

	本議案の所有者は他に農地を持っていないんでしょうか。
岸本囑託	今回挙がっている所有者さんは、ほとんどの方が他には農地をお持ちでないです。
水谷推進委員	番号2は、場所からしたら河川区域だと思います。なぜこうなっているのかわかりませんが、水がないところも含めて所有者に話をした上で河川区域に指定されているはずで、番号3については、宇治川の堤防敷地だと思います。
局 長	番号2について、河川区域の範囲がどこまでなのかは確認しておりません。現況に沿って原野と記載しております。利用状況は現地を見て判断されたものです。番号3については、宇治川の堤防よりも河川側だったため、河川敷と記載しております。
水谷推進委員	課税は資産税課の判断で、非農地の判定については農業委員会の判断だから、どう書いても良いということでしょうか。
局 長	当該地が現在どのような形で課税されているのか、こちらでは確認はしておりません。今回の非農地判定が承認された後、課税評価を変えるかどうかは資産税課の判断になります。
中林委員	番号2についてですが、現場は草刈りがされています。端から端まで草刈りされる中で、ここだけしていないということはありません。管理者が自分のところだと思って草刈りしているのかもしれませんが。
水谷推進委員	あの辺りはほとんどが民地です。官地のほうが狭いはずで、処理を一括でしているのは何も問題ないと思います。
議 長	固定資産税は掛かっているんですか。掛かっていないですね。
水谷推進委員	農地を外すのは別の話として、河川敷になっているところは掛かっていなかったと思います。
議 長	雑種地だと課税は高くなりますよね。
小島委員	隣地はどうなっているんですか。ここだけが農地で残っていたんでしょうか。

水谷推進委員	昔は番号2から西のほうにかけて、ずっと畑をやっていました。
中林委員	本当に所有者がやっていたのかは分かりません。昔、一部は確かにやっていたはずですが。
議 長	番号1はしっかり税金が掛かっているんですね。
中西委員	番号1について、見に行くのは2回目になります。畑とは言えませんが段々畑の状態、下のほうは碎石が敷かれて駐車場のようになっています。上には果樹を5本ほど新たに植えており、更に上に行くほど松の木やら大きな木が生えていて山林状態になっています。
議 長	今まで畑で課税されていたとしたら、ほとんど税金は掛かってなかったと思います。
多田委員	資産税課がどこまで見ているかは分かりませんが、既に雑種地で見られているんじゃないでしょうか。登記が畑であっても、航空写真で確認したら畑でないと分かります。
議 長	農地から外したい人は、非農地通知が来たら待っていましたとなるんじゃないでしょうか。
多田委員	ですが、農地から外したところで調整区域のままですよね。
局 長	調整区域のままですので、基本的に建物は建てられません。
議 長	畑のままですんなら農地法に違反している形になりますが、農地から外したら違反になりませんよね。農業委員会としてはどうなのでしょう。
多田委員	周りが畑なら問題ですが、宅地とゴルフ場になっています。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 非農地通知の決定について」は、議

	<p>案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>局長 まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、庭の拡張を行うための転用で、隣接農地はありません。番号2につきましては、先代が農地法の認識なく、既に住宅の敷地として使用されていたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、分譲宅地14戸分を整備するための転用で、境界には擁壁が設置され、雨水は新設道路側溝へ排出されます。</p> <p>番号2につきましては、露天資材置場を整備するための転用で、境界には擁壁が設置され、雨水は自然浸透及び南側道路側溝へ排出されます。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	--

(午後1時55分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____